

東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案の概要

条例の制定目的

屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現

ポイント

「人」に着目した対策 ～「働く人や子ども」を受動喫煙から守る～

受動喫煙を防ぎにくい
立場である従業員を守る

- 従業員を使用している飲食店においては、原則屋内禁煙



健康影響を受けやすい
子どもなど20歳未満の
人を守る

- 幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校においては、敷地内禁煙
- 喫煙可能な場所（喫煙室など）への子どもの立ち入り禁止
- 児童・生徒への禁煙教育（喫煙・受動喫煙の健康影響に関する教育）の徹底

対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲等

敷地内禁煙

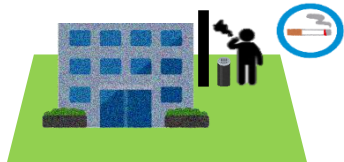
■ 屋外喫煙場所設置不可

幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校



■ 屋外喫煙場所設置可

病院・行政機関・バス・タクシー・航空機



原則屋内禁煙

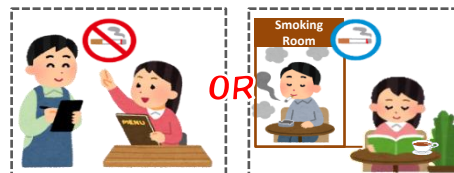
■ 禁煙または喫煙専用室設置

老人福祉施設・運動施設・ホテル・事務所・船舶・鉄道

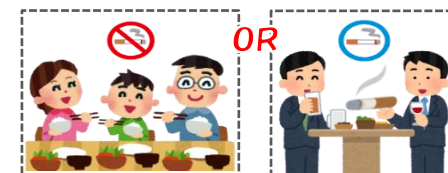
【飲食店の取扱い】

従業員を使用する飲食店
＜禁煙または喫煙専用室設置＞

飲食店全体の約84%

従業員を使用しない飲食店
＜禁煙（喫煙専用室設置可）または喫煙＞

飲食店全体の約16%



○ 加熱式たばこも規制対象（健康影響が明らかになるまでの間、行政処分や罰則は適用せず）

スケジュール（想定）

2018年 一部施行①（都・都民・保護者等の責務等）

2019年 一部施行②（学校・病院・行政機関等の敷地内禁煙、店頭表示ステッカーの義務化）

2020年 全面施行